

(案)

設計・施工 仮契約書

収入
印紙

事業名	羽曳野市本庁舎建替整備実施設計及び工事施工
事業場所	羽曳野市誉田4丁目1番1号
事業期間	議会の議決の翌日 ～ 令和12年3月29日(金)
請負代金額	¥〇〇〇〇- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇〇-) 内訳 設計業務費 ¥〇〇〇〇- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇〇-) 工事施工費 ¥〇〇〇〇- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇〇-) 監理業務費 ¥〇〇〇〇- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇〇-)
契約保証金	免除 履行保証保険: ¥〇〇〇〇- 以上
支払条件	令和7年度 (設計業務) 前払い有り、部分払い有り(2回以内)、残額業務完了後検査後支払い (工事施工) 前払い有り、中間前払い有り/部分払い有り(2回以内)、残額竣工払い (監理業務) 業務完了後検査後支払い 令和8年度 (設計業務) 支払い無し (工事施工) 前払い有り、中間前払い有り/部分払い有り(2回以内)、残額竣工払い (監理業務) 部分払い有り(2回以内)、残額業務完了後検査後支払い 令和9年度 (設計業務) 支払い無し (工事施工) 前払い有り、中間前払い有り/部分払い有り(2回以内)、残額竣工払い (監理業務) 部分払い有り(2回以内)、残額業務完了後検査後支払い 令和10年度 (設計業務) 支払い無し (工事施工) 前払い有り、中間前払い有り/部分払い有り(2回以内)、残額竣工払い (監理業務) 部分払い有り(1回以内)、残額業務完了後検査後支払い 令和11年度 (設計業務) 支払い無し (工事施工) 前払い有り、中間前払い有り/部分払い有り(2回以内)、残額竣工払い (監理業務) 部分払い有り(2回以内)、残額業務完了後検査後支払い

(案)

建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項	別紙のとおり
解体工事に 要する費用等	この事業が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。
<p>上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、議会の議決があった時に、この仮契約は、本契約となる。</p> <p>この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。</p>	
<p>令和 年 月 日</p> <p>発注者 住所 大阪府羽曳野市誉田 4-1-1</p> <p>氏名 羽曳野市 代表者 市長 山入端 創 印</p> <p>受注者 住所</p> <p>氏名 印</p>	

(案)

(総則)

- 第1条 羽曳野市（以下「発注者」という。）及び請負者（以下「受注者」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書等（発注者が公表した、実施要領、要求水準書、審査基準書、基本設計図書、本契約書、その他資料及びこれらに関する質疑回答をいう。以下同じ。）及び提案書等（受注者が本事業のプロポーザル手続きにおいて発注者に提出した技術提案書、図面集、発注者からの質疑に対する回答及びその他受注者が契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書等を内容とする整備事業の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、本事業に係る業務（整備事業に関する設計業務、監理業務、工事施工をいう。以下同じ。なお、それら業務を総称して「本業務」という。）を契約書記載の事業期間内に完了し、実施設計図書等（受注者が、設計業務の実施として、設計図書等及び提案書等に基づいて、工事目的物を建設する為に作成し発注者に提出する実施設計図書、各種許認可申請図等及び工事目的物を建設する為に必要な一切の書類等をいう。以下同じ。）、業務報告書等（業務報告書及び発注者が指示した書類をいう。）及び本業務目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者はその請負代金を支払うものとする。
- 3 設計及び仮設、施工方法その他成果物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 発注者は、工事目的物を完成させるため、設計業務に関する指示を受注者又は受注者の統括代理人、設計業務の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の統括代理人、設計業務の管理技術者は、当該指示に従い、設計業務を行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用

いる言語は、日本語とする。

- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 発注者は、受注者が共同企業体を結成している場合においては、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(関連工事の調整)

- 第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注

(案)

者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(関係者会議)

第4条 発注者及び受注者は、この契約に関する協議を行うことを目的とし、発注者及び受注者により関係者会議を行うものとする。

2 発注者及び受注者は、設計図書等に従い、関係者会議を開催するものとする。ただし、発注者及び受注者間の協議を要する事項が存在する場合、発注者又は受注者は、相手方に請求することにより、随時、関係者会議を開催することができる。

3 関係者会議開催に要する費用は、受注者が負担するものとする。

4 受注者は、協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

5 発注者及び受注者は、関係者会議における決定事項を遵守するものとする。

(取組方針及び実施体制等)

第5条 受注者は、業務開始後速やかに本業務に関する全ての業務についての取組方針及び実施体制等を作成し、発注者へ提出するものとする。

(設計業務の工程表の提出)

第6条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計業務の工程表を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 発注者は、前項の工程表の提出を受けたときは、遅滞なくこれを審査し、不適当と認めたときは、受注者と協議するものとする。

3 この約款の他の条項の規定により事業期間又は設計図書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の再提出を請求することができる。

4 工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第7条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、

直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金の100分の13以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第67条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の13に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求ことができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 契約保証金は、第44条第2項に規定する検査合格後、受注者の請求により、これを還付する。

(権利義務の譲渡等)

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、設計業務及び監理業務の成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下「設計成果物」という。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただ

(案)

し、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 24 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 50 条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りでない。
- 4 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなお工事目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。
- 5 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を工事目的物に係る業務の実施以外に使用してはならず、その用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

- 第 9 条 受注者は、成果物（第 51 条第 1 項の規定により準用される第 44 条の規定する指定部分に係る成果物及び第 51 条第 2 項の規定により準用される第 44 条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第 2 章第 3 節第 2 款に規定する著作者人格権を除く。）を当該本件成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 受注者は、成果物が著作物に該当する場合は、発注者に対し次の各号に定める行為をすることを同意するものとする。この場合において、受注者は著作権法 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

- (1) 発注者が著作物の利用目的の実現のためにその内容を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託し

た第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

- (2) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (3) 工事目的物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、前項各号に掲げる行為について、受注者の承諾なく自由に行うことができる。
 - 4 受注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用若しくは複製し、又は第 1 条第 5 項の規定にかかわらず当該設計成果物の内容を公表することができる。
 - 5 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。
 - 6 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該工事目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 7 発注者は、受注者が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
 - 8 受注者は、その作成する本件成果物が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。
 - 9 受注者は、その作成する本件成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその損害を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- (一括委任又は一括下請負の禁止)

第 10 条 受注者は、設計業務又は監理業務の全部又は大部分を一括して、又は発注者が設計図書において指定し

(案)

た部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して、その機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、設計業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる工事の内容その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知しなければならない。

5 受注者は、設計業務又は監理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、次の各号のとおりとする。

(1) 受注者は、羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し指名停止の措置を受けている者を受任者又は下請負人としてはならない。ただし、業務完了と直接関係のない請負行為等目的とする契約の場合は、この限りでない。

(2) 受注者は、羽曳野市暴力団排除条例（平成 24 年羽曳野市条例第 17 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当すると認められた者を受任者又は下請負人としてはならない。

(3) 受注者は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

6 受注者は、契約金額が 500 万円以上の受任者又は下請負人から暴力団員等でない旨を表明した誓約書を、それぞれから徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、羽曳野市長が必要であると判断した場合は、受任者又は下請負人との契約金額が 500 万円未満の場合であっても誓約書を提出するよう求めるものとする。

7 受注者が暴力団員等を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

8 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第 11 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(個人情報の保護)

第 12 条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項及び第 67 条の規定並びに別記「個人情報保護に関する特記事項」を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第 13 条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 3 項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、設計成果物によって表現される構造物又は設計成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第 3 条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

(監督員)

第 14 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書

(案)

等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議及び統括代理人、第16条に定める設計監理管理技術者等に対する業務に関する指示、承諾又は協議
- (2) この約款及び設計図書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 設計図書等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (4) 設計業務の進捗の確認、設計図書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- (5) 監理業務の実施についての受注者又は受注者の設計監理管理技術者に対する指示、承諾又は協議
- (6) 設計図書等に基づく工程の管理、立会い、業務の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(統括代理人)

第15条 受注者は、この契約の締結後速やかに、設計図書等及び提案書等に基づき、本業務全体についての総合的な調整を行う統括代理人を選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を受けなければならない。この者を変更したときも同様とする。

2 統括代理人は、第17条に規定する現場代理人を兼ねることができる。

(設計監理管理技術者等)

第16条 受注者は、業務の開始前までに、設計図書等及び提案書等に基づき、設計業務又は監理業務の技術上の管理を行う設計監理管理技術者(以下「設計監理管理技術者等」という。)を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 設計監理管理技術者等は、この契約の履行に関し、設計業務又は監理業務の管理及び統括を行う。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを設計監理管理技術者等に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 設計業務に係る管理技術者は、監理業務に係る管理技術者を兼ねることができる。

(現場代理人及び主任技術者等)

第17条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)ただし、工事が建設業法第26条第3項に該当する場合は専任の者とする。なお、この場合の監理技術者は建設業法第26条第5項の規定による。

(3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)ただし、建設業法第26条第3項ただし書きの規定を使用し監理技術者が他の工事を兼務する場合に限る。

(4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、工事の施工に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負

(案)

代金の請求及び受領、第 18 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、工事施工に関する受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（工事関係者、設計監理管理技術者等に関する措置請求）

第 18 条 発注者は、現場代理人、設計監理管理技術者等又は受注者の使用人若しくは第 10 条第 3 項の規定により、受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前各項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求す

ることができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（業務の調査等）

第 19 条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（履行報告）

第 20 条 受注者は、設計図書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（設計業務）

第 21 条 受注者は、設計図書等及び提案書等に基づき、基本設計を点検し、発注者が合意した提案等を反映した上で、本工事目的物の実施設計を行うものとする。

2 受注者は、この契約締結後速やかに、第 6 条第 1 項に規定する工程表その他必要な書類を提出し、設計業務に着手するものとする。

3 受注者は、事前に定める期日（公共建築工事積算基準等に基づく工事費積算を開始する前）までに、発注者に対して実施設計図書等を提出し、中間確認を受けなければならない。

4 受注者は、設計業務が完了したときは、実施設計図書等を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。この場合において、受注者は、当該実施設計図書等について発注者の承諾を得た後でなければ、工事施工に着手することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 発注者は、前項の規定に基づく提出を受けたときは、その提出を受けた日から 10 日以内に、設計業務の完了確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

6 前項の規定による検査の結果、提出された実施設計図書等が、法令、この契約の規定若しくは設計図書等及び提案書等を満たさず、又は発注者及び発注者の協議において合意された内容に合致しない場合、発注者は受注者に対し、相当の期間を定めて是正を求めることができる。

(案)

7 受注者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、受注者の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。当該是正を行うにおいて受注者に増加費用の負担や損害が発生したときにおいて、受注者がかかる是正を要する事項が設計図書等又は発注者若しくは監督員の指示が不適當であったことに基づくこと及びその増加費用額や損害額を書面等により証明したうえで請求してきた場合は、発注者は合理適な範囲でその負担をするものとする。ただし、受注者が設計図書等又は発注者若しくは監督員の指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

8 第5項及び第6項の規定は、第7項に規定する再検査の場合に準用する。

9 受注者は、第5項に基づく通知を受けた日から5日以内に、工事施工の工程表その他の必要な書類を発注者に提出しなければならない。

(監理業務)

第22条 受注者は、設計図書等及び提案書等に基づき、工事目的物の監理業務を行うものとする。

2 受注者は、工事施工着手前に、設計図書等に基づいて工事監理業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して前項の工事監理業務計画書の修正を請求することができる。

4 要求水準書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工事監理業務計画書の再提出を請求することができる。

5 工事監理業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(施工費内訳書)

第23条 受注者は、設計業務完了時に、施工費内訳書を実施設計図書等に基づき提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

2 施工費内訳書の金額は、請負代金内訳書の工事施工請負代金を超えることはできない。

3 この約款の他の条項の規定により設計図書等が変更されたこと等により、施工費内訳書を変更する必要がある

場合、受注者は、この契約が変更された日から10日以内に変更後の施工費内訳書を発注者に提出し、変更内容について発注者の承諾を受けなければならない。

4 内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。ただし、出来形部分に係る部分払金の額を算定する場合、部分引渡しに係る施工費の額を算定する場合、この契約に基づき受注者から引渡しを受ける出来形部分の価格を決定する場合、及び設計変更により工事請負代金額の変更を要する場合においては、内訳書の内容に基づくものとする。

(工事材料の品質及び検査等)

第24条 工事施工において使用する工事材料の品質については、設計図書等に定めるところによる。設計図書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均質を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書等において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から10日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立合い及び工事記録の整備等)

第25条 受注者は、設計図書等において監督員の立合いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立合いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書等において監督員の立合いの上施工するものと指定された工事については、当該立合いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前各項に規定するほか、発注者が特に必要

(案)

があると認めて設計図書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第26条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)を貸与し、又は支給する設計業務に必要な物品等、調査機械器具、図面及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書等に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に、種類、品質又は数量に関し、この契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)等があり、使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書等に定めるところにより、工事の完成、設計図書等の変更等によって不用となった支給材料を受注者の負担で適切に処分し、貸与品は発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書等に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第27条 発注者は、工事用地その他設計図書等において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計

(案)

図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
(設計図書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第28条 受注者は、業務の内容が設計図書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第29条 受注者は、工事の施工部分が設計図書等に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、発注者は、当該不適合が監督員の指示によるもの、その他発注者の責めに帰すべき事由によるものである場合で、発注者において必要があると認められるときは

事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第24条第2項又は第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第30条 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書等に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書等の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、実施上の制約等設計図書等に示された自然的又は人為的な実施条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書等で明示されていない実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由がある

(案)

ときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書等の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書等を変更する場合で成果物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書等を変更する場合で成果物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書等を変更する場合で成果物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者又は受注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第31条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書等の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第32条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場又は作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を実施できないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

3 発注者は、前各項の規定により業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え工事現場又は作業現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い事業期間の禁止)

第33条 発注者は、事業期間の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による事業期間の延長)

第34条 受注者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に事業期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、事業期間を延長しなければならない。

3 発注者は、前項の事業期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による事業期間の短縮等)

第35条 発注者は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 発注者は、事業期間の延長又は短縮を行うときは、業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に

(案)

確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(事業期間の変更方法)

第 36 条 事業期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が事業期間の変更事由が生じた日（第 34 条の場合にあっては発注者が事業期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が事業期間変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 37 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に、発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(工事施工に係る賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 38 条 工事の施工について、発注者又は受注者は、事業期間内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求

時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により事業期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第 39 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認め

(案)

るときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第40条 成果物の引渡し前に、成果物又は工事材料について生じた損害その他業務の実施に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第42条第1項に規定する損害を除く。)ただし、その損害(第72条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第41条 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、同項の規定する賠償額(第72条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(第72条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者と受注者とが協議してその負担額を定めるものとする。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意

義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前各項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

5 受注者は、第1項から第3項に基づく損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。

(不可抗力による損害)

第42条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、成果物、仮設物又は工事現場又は作業現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第72条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(成果物、仮設物又は工事現場又は作業現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第24条第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第50条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事施工に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

(案)

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 設計業務又は監理業務の出来形部分 損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする
- (2) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
- (3) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
- (4) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から、損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。(請負代金額の変更に代える設計図書等の変更)

第43条 発注者は、第11条、第26条、第28条、第29条から第35条まで、第38条から第40条まで、前条、第46条又は第52条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書等を変更することができる。この場合において、設計図書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注

者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務の検査及び引渡し)

第44条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書等に定めるところにより、成果物の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事施工に係る工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の規定により工事目的物を最小限度破壊して検査する場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。
- 7 受注者は、設計業務において第2項又は前項の規定による検査を受けた場合においても、受注者の瑕疵に基づく責任及び設計図書等に従って工事を施工すべき責任は免除されないものとする。

(請負代金の支払い)

第45条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)

(案)

の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日（設計業務及び監理業務に係る支払は30日）以内に請負代金を支払わなければならない。

3 この契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他法令等の改正等により、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変更された場合又は消費税等に関する経過措置等の措置が講じられた場合、それらの適用日以降における消費税等の額は、適用日以降の税率により計算された額とする。

（部分使用）

第46条 発注者は、第44条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第47条 受注者は、発注者の定める基準により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の事業期間末日の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4（設計業務に係る前払金は10分の3）以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる（監理業務を除く。）。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、工事施工について、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の事業期間の末日の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、

請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 受注者は、第3項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第49条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の7）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第48条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場

(案)

合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない事業期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 49 条 受注者は、前払金を次の各号に掲げる経費以外の支払いに充当してはならない。

(1) 工事施工 材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事施工において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

(2) 設計業務 材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(この設計業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通費、通信費、支払運賃、修繕費及び保証料として必要な経費

(部分払)

第 50 条 受注者は、発注者の定める基準により、業務完了前に、業務の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料等及び製造工場等にある工場製品(第 24 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、発注者の定める基準による部分払の回数を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料等若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日

から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書等にて定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事施工の出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の規定により工事施工の出来形部分を最小限度破壊して検査する場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 発注者が部分払の支払いをしたときは、第 3 項の規定による確認をした完了部分の所有権は、支払いと同時に、その限度において発注者に移転するものとする。ただし、受注者は、業務完了引渡までは当該部分の危険負担及び管理責任を負うものとする。

7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第 51 条 成果物について、発注者が設計図書等において業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第 44 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第 5 項及び第 45 条第 1 項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、設計業務において成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 44 条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第 45 条

(案)

中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前各項の規定により準用される第 45 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前各項の規定により準用される第 45 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第 1 項に規定する工事施工の部分引渡しに係る請負代金の額

指定部分に相応する請負代金の額－前払金額×指定部分に相応する請負代金の額／請負代金額－指定部分に相応する既部分払支払金額

(2) 第 1 項に規定する設計業務及び監理業務の部分引渡しに係る請負代金の額

指定部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

(3) 第 2 項に規定する部分引渡しに係る請負代金の額

引渡部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

(前払金等の不払いに対する受注者の業務中止)

第 52 条 受注者は、発注者が第 47 条、第 50 条又は第 51 条において準用される第 45 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は工事施工において受注者が業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(複数会計年度にわたる契約の特則)

第 53 条 契約期間が複数会計年度にわたる契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 設計業務に係る支払限度額

年度	円
年度	円
年度	円
年度	円
年度	円

(2) 工事施工に係る支払限度額

7 年度	円
8 年度	円
9 年度	円
10 年度	円
11 年度	残額

(3) 監理業務に係る支払限度額

7 年度	円
8 年度	円
9 年度	円
10 年度	円
11 年度	残額

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次の各号のとおりである。

(1) 設計業務に係る出来高予定額

年度	円
年度	円
年度	円
年度	円
年度	円

(2) 工事施工に係る出来高予定額

7 年度	円
8 年度	円
9 年度	円
10 年度	円
11 年度	残額

(3) 監理業務に係る出来高予定額

7 年度	円
8 年度	円

(案)

9年度	円
10年度	円
11年度	残額

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(複数会計年度にわたる契約の前金払及び中間前金払の特則)

第54条 契約期間が複数会計年度にわたる契約の前金払及び中間前金払については、第47条中「契約書記載の事業期間末日の時期」とあるのは「契約書記載の事業期間末日の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、同条及び第48条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第50条第1項の出来高部分に相当する金額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書等に定められているときには、同項の規定により準用される第47条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書等に定められているときには、同項の規定により準用される第47条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第47条第1項

の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第48条第3項の規定を準用する。

(複数会計年度にわたる契約の部分払の特則)

第55条 契約期間が複数会計年度にわたる契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次の各号とおりとす。

(1) 設計業務において部分払を請求できる回数

7年度	回
8年度	回
9年度	回
10年度	回
11年度	回

(2) 工事施工において部分払を請求できる回数

7年度	回
8年度	回
9年度	回
10年度	回
11年度	回

(3) 監理業務において部分払を請求できる回数

7年度	回
8年度	回
9年度	回
10年度	回
11年度	回

3 契約期間が複数会計年度にわたる契約において、各会

(案)

計年度末（最終の会計年度を除く。）に行う部分払及び第1項の部分払については、前項の回数に含めないものとする。

(第三者による代理受領)

第56条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第45条（第51条において準用する場合を含む。）又は第50条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(契約不適合責任)

第57条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の

規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第58条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第60条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第59条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第8条第5項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 事業期間内に完成しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第15条に規定する統括代理人、第16条に規定する設計監理管理技術者等及び第17条に規定する現場代理人及び主任技術者等を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第57条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第60条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第8条第5項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の実施以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができない

(案)

- いことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第 63 条又は第 64 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 暴力団員等に該当すると認められたとき。
- イ 受注者が、暴力団員等に該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (12) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。
- ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

イ 独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは同条第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び同法第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは同条第 3 項、同法第 17 条の 2 又は同法第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

ウ 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 より準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第 7 条の 7 第 1 の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第 10 項の規定により納付命令を受けなかったとき。

エ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。

カ 第 10 条の規定に違反したとき。
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 61 条 第 59 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第 62 条 第 7 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第 59 条各号又は第 60 条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事施工を完了させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者

(案)

が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 業務完了債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が履行した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第41条の規定により受注者が履行した業務に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第63条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第64条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第31条の規定により設計図書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第32条の規定による業務の中止期間が事業期間の10分の5（事業期間の10分の5が6月を超

えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第65条 第63条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第66条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第47条(第54条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第50条及び第55条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第59条又は第60条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法の率で計算した額の利息を付した額を、解除が第58条、第63条又は第64条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しな

(案)

かった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第59条、第60条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第58条、第63条又は第64条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第67条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求する

ことができる。

(1) 事業期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第59条又は第60条の規定により、成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合において、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第59条又は第60条第1号から第11号までの規定により成果物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額とする。

6 第2項の場合において、第7条の規定により契約保証

(案)

金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第 68 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 63 条又は第 64 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 45 条第 2 項（第 51 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(賠償額の予定等)

第 69 条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき。

(3) 第 60 条第 1 項第 12 号エに規定する刑が確定したとき。

(4) 第 60 条第 1 項第 12 号オ又はカに該当したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、この契約による請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する

期間内に支払わなければならない。

3 前各項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前各項の額を発注者に支払わなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第 70 条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 44 条第 4 項又は第 6 項（第 51 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前各項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過

(案)

失により生じたものであるときには適用せず契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号第 5 条）に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書等の記載内容、支給材料若しくは貸与品の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(相殺)

第 71 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(火災保険等)

第 72 条 受注者は、成果物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）

に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、成果物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第 73 条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 18 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 74 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(契約の成立時期)

第 75 条 この契約は、議会の議決と同時に発効するものとする。ただし、否決された場合、発注者は、この契約について一切の責任を負わない。

(補則)

第 76 条 この約款に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び羽曳野市財務規則（平成 5 年羽曳野市規則第 24 号）に

(案)

よるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

前払金の使用等の特例に関する特約条項

(前払金の使用等の特例)

第1条 受注者は、前払金を第49条に規定するもののほか、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の10分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

別記

[個人情報保護に関する特記事項]

(個人の権利利益の尊重)

第1 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(業務従事者への周知)

第2 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(損害賠償)

第3 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により発注者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。